

平成30年3月2日

お客様各位

全日本空輸 株式会社
株式会社 ANA Cargo

無申告危険物混入防止の再徹底について(お願い)

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて掲題の件につきまして、昨今、航空貨物代理店様よりご搬入頂いた貨物の中に無申告危険物が混入され、目的地まで航空輸送されてしまう不具合事象(航空法違反)が発生しております。また、この他にも弊社の出発前チェックで無申告危険物が発見されるなど減少していない現状があり、航空機の安全運航を阻害する重大な事象と重く受け止めております。

航空貨物代理店様におかれましては、日頃より法令順守され無申告危険物混入の未然防止にご尽力頂いているかと存じますが、今一度再発防止に向けて下記の内容を徹底頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 彻底依頼事項

- ① 航空保安に関する関係法令を順守し、爆発物検査、開披検査、またはX線検査等を確実に実施願います。
- ② お荷物の集荷の際には、無申告危険物の混入がないか、荷主様への確認を徹底願います。
- ③ 空港への搬入に際しては、外装確認(危険物ラベルの有無)や危険物の申告漏れ、運送状へのドライアイス等危険物混入の記載表示漏れがないか、確認頂き未申告の防止徹底願います。
- ④ 危険物の疑義がある貨物は、製品情報等を確認し航空輸送に関わる安全が担保されていることを確認した上で搬入願います。

2. 最近起きた輸送後危険物が混入していた事例

無申告危険物輸送(ドライアイス)

【概要】

2017年7月6日、一般貨物として航空貨物代理店から蓄冷材を収納した貨物という申告があり、受託した。便到着後、包装物の中の貨物を仕分ける際、ドライアイスが入っているのを発見した。



3. 過去の無申告危険物事例

〈事例1〉 引越し貨物から発見された多数の危険物

【概要】

受託した引越し貨物の中に多数の危険物が収納されていた。(エアゾール、殺虫剤、ライターなど)



〈事例2〉 灯油

【概要】

液体が滲み出ているダンボール箱を発見し、内容物を確認したところ、家庭用石油ファンヒーターの中に灯油が入っていた。



〈事例3〉リチウムイオン電池(Section II)

【概要】

旅客機に搭載された一般混載貨物の中に旅客機搭載不可ラベルが貼られたリチウムイオン電池貨物が混入していた。



以上